

記載要領

⑨業務に従事する場所について

2～3 診療所

・事業所内に設置された診療所については、「2～3 診療所」ではなく「24 事業所内診療所」に含むものとする

4～9 助産所

・分娩取扱いの実績の有無にかかわらず、現在、分娩の依頼に応ずる体制がある場合は「分娩あり」の項目を選択すること

15 居宅サービス事業所

・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所介護(デイサービス)

・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護施設

・福祉用具貸与及び特定福祉用具販売など(訪問看護は除く) など (※訪問看護は10または11)

17 その他の介護保健施設等

・小規模多機能型居宅介護施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・認知症対応型共同生活介護施設 など

18 老人福祉施設

・軽費老人ホーム ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム ・ケアハウス ・生活支援ハウス ・老人福祉センター

・介護あんしんアパート ・高齢者向け有料賃貸住宅 など

19 児童福祉施設

・障害児入所施設 ・障害児通所支援事業所 など

20 その他の社会福祉施設

・障害者支援施設 ・障害福祉サービス事業所 など

23 市町村(21を除く)

地域包括支援センター(運営主体が市町村)を含む (運営主体が市町村以外の場合は「27 その他」)

雇用形態

1 正規雇用	施設が直接雇い入れた者であって、施設が定めている所定労働時間をすべて勤務する者であり、契約期間が限定されていない者。
2 非正規雇用	パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員などの名称に係わらず、「1:正規職員」及び「3:派遣」に該当しない者。
3 派遣(紹介予定派遣を含む)	派遣会社から派遣されている者を指す。

常勤換算

1 フルタイム労働者	1週間の所定労働時間が40時間程度(1日8時間・週5日勤務等)の者
2 短時間労働者	フルタイム労働者と比較して、1週間の所定労働時間が短い者 短時間労働者に該当する場合は、項目①②も記入して下さい ①1週間当たりの契約労働時間を記入 ②施設で定めているフルタイム労働者の1週間当たりの所定労働時間 ※30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てとして扱う(例)14時間30分→15時間、14時間25分→14時間 (例)週2日7時間30分勤務で、施設で定めている1週間の所定労働時間が40時間の場合 ①15時間 ②40時間

従事期間

(1)(5) 新規	免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合(ただし、2つ以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。)
(2)(6) 再就業	現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合(ただし、「新規」を除く。)
(3)(7) 転職	現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合。
(4)(8) その他	「新規」「再就業」「転職」のいずれにも該当しない場合。

⑩～⑬ 特定行為研修について

特定行為研修	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第4号に規定する研修を指す。 研修制度開始時期：平成27年10月		
対象	看護師(准看護師は含まない)	研修場所	指定研修機関(厚生労働大臣指定)
注意事項	※ 医療機関の院内研修や学会等が主催する研修とは異なります。 ※ 認定看護師や専門看護師の資格とは異なります。 ※ 介護職員等を対象とした喀痰吸引等研修とは異なります。 ※ 単に特定の領域で働いているだけでは、特定行為研修を修了したことにはなりません。		